

平成26年10月1日

予定価格、低入札価格調査基準額及び最低制限価格の事後公表化について

平成26年10月1日から、工事案件について、次のとおり入札制度を変更しましたので、入札の参加に当たっては御留意ください。

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する指針」（平成23年8月9日閣議決定）に基づき、適正価格での契約の推進と建設業の健全な育成の観点から、建設工事・修繕工事案件の予定価格及び、低入札価格調査基準額又は最低制限価格（以下「予定価格等」という。）の公表方法について、予定価格等の公表方法を次のとおり変更しました。

〔変更後〕

- ① 時期： 平成26年10月1日以降
- ② 方法： **建設工事・修繕工事案件**の予定価格等を原則として**事後公表**とする。

関係者の皆様におかれましては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日法律第127号）第3条第3号の趣旨を踏まえ、職員に対して、未公表情報を聞き出して入札の公正を害そうとする不正行為を行うことのないようにしてください。

※ 未公表情報の聞き出し等は、刑法第96条の6第1項により罰せられます。

【参考】

○ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（抜粋）

（公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項）

第3条 公共工事の入札及び契約については、次に掲げるところによりその適正化が図られなければならない。

三 入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除が徹底されること。

○ 刑法（抜粋）

（公契約関係競売等妨害）

第96条の6 偽計又は威力を用いて、公の競売又は入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をした者は、3年以下の懲役若しくは250万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者も、前項と同様とする。